

旭川市報道依頼

各報道機関 様

発表日	令和 2年 4月 8日
発信課	水道局 上下水道部 管路管理課
担当者	松田 守正
連絡先	電 話 0166-24-3140 (水内 360)
	F A X 0166-24-7514
	E-mail kanrokanri@city.asahikawa.lg.jp

分 類	イベント・行事 募集 契約・入札 会議・説明会 その他
日 程	
発表項目	下水道未接続世帯からの下水道使用料の誤徴収について
概 要 (趣旨・日時・ 場所・内容等を 記入すること。)	<p>経過と対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ○令和2年3月31日, 宅内で雑排水が溢れた旨の通報が現使用者から水道局に入り, 同日現地調査を実施し, 排水が公共汚水柵に到達していないことを確認。 ○同年4月1日, 現地で管内カメラ調査を実施し, 宅地内の排水管と公共汚水柵が接続されていないことを確認。 ○これに伴い, 現使用者に対する約17年半分の下水道使用料誤徴収が判明。 ○同年4月2日, 宅地内排水管と公共汚水柵の接続状況及び今後の対応並びに誤徴収額の返還について, 現使用者と所有者に対し謝罪と説明。 ○同年4月3日, 宅地内排水管と公共汚水柵を接続し, 排水の流下不良が解消。 <p>誤徴収の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ○世帯数 1世帯 ○誤徴収期間 平成14年9月6日~令和2年3月5日 ○誤徴収額 455,430円及び利息 <p>誤徴収に至った経緯</p> <ul style="list-style-type: none"> ○平成14年7月, 現使用者から転居に伴う水道の新規使用申請を受理。 ○平成14年9月6日から下水道使用料を賦課し, 現在に至る。 <p>再発の防止</p> <p>下水道が整備される以前に建築された建物は, 下水道への未接続が残っている可能性があり, 建築当時のままの使用状況となっている世帯については, 再度, 排水流下先の確認を行う。</p> <p>また, 改造などによる新たな接続申請等を受け付けた場合には, 現地における接続確認を徹底する。</p>
添付資料	有 ・ 無
報道(取材)に当たってのお願い	
備 考	